

第18回 福岡市消費生活審議会 会議録

- ・開催日時 平成25年11月1日(金)午後2時～午後3時45分
- ・出席委員 9名(欠席5名)
- ・傍聴人 なし

○開 会

市民局生活安全部長 挨拶

議 題 1 特定商取引に関する法律改正に伴う福岡市消費生活条例の改正について(諮問)

議 題 2 福岡市消費生活条例第21条第1項の規定に基づく不当な取引行為の指定に関する告示の一部を改正する案について

○議事要旨

- ・平成25年10月18日付文書により、福岡市長から当審議会に対して、福岡市消費生活条例(以下「条例」)第32条第1項第1号に基づき、特定商取引に関する法律改正に伴う福岡市消費生活条例の改正について諮問があった。本審議会の所掌事務として、条例第32条第1項第1号では、市長の諮問に応じ、消費生活に関する重要な事項について調査審議し、その結果を市長に答申することとある。市長からの諮問を受け、本日、審議会を開催する。また、あわせて条例第21条第1項の規定に基づく不当な取引行為の指定に関する告示(以下「告示」)の一部を改正する案も審議する。議題は2つだが、関連しているので、まとめて審議を行う。
- ・事務局より、特定商取引に関する法律(以下「特商法」)の改定概要、条例改正案、告示改正案の説明。

○審議の概要

A 委員：条例第5条(事業者の責務)第1項について、「～安全な商品及びサービスを適正に供給する～」とあるが、ここも供給する場合と購入する場合があるので、例えば「～適正に取引する～」としてはどうか。条例第20条のところで、「取引」という言葉を使っているので、第5条第1項も「取引」としたほうが、供給も購入も両方解釈できるのではないか。

議 長：「供給する」という文言を「取引」に替えるという意見について、いかがか。

B 委員：条例第5条自体が努力義務でざっくりしたものであるが、「供給」以外の「買い取り」についても適正でないといけないという大きな枠組みを示しておくというところに意味があると思う。法律効果が生じるという条項ではないが、確かに「供給」を「取引」に替えるのはいいと思う。

C 委員：同じく賛成である。

事 務 局：そのように修正する方向で検討したい。

議 長：条例第5条第2項も「消費者との取引に際して」となっており、バランスを考えると、今回改正した方がいいと思う。この意見について、委員の意見も事務局の意見も一致しているので、答申としての意見としたい。

A 委員：条例第21条第1項に新たに加えられた第3号について、「要請がないにもかかわらず」では不招請勧誘のニュアンスがあいまいなので、はっきりと「要請しない消費者に対して」とした方がわかりやすいのではないかと。業者にとって、いつ「勧誘の意思を確認する」のかがわかりにくい表現だと思う。

議 長：法改正に併せた条例改正で、基本的には福岡市としては、特商法で不招請勧誘が禁止されているものに更に付け加えて、福岡市独自の、不招請勧誘を拡大したものを施行したいという趣旨ではない。特商法を再確認したいが。

事務局：条文読み上げ・特商法第58条の6（勧誘の要請をしていない者に対する勧誘の禁止等）

議 長：この条項は、つまり、勧誘の要請をしていない消費者に対して、勧誘をしてはならないし、勧誘をしてもいいかと事業者から聞いてはいけないということである。

B 委員：「営業所等以外の場所において」というのが重要である。

C 委員：場所が限定されている。現場に行って勧誘してはいけないということで、電話やチラシで確認するのはいいはずだ。

B 委員：特商法第58条の6第2項の「意思の有無を確認しなければならない」との整合性から、場所が限定されれば確認するのはいいということになる。

議 長：消費者から要請があったとしても、訪問して勧誘をはじめるときはまず、「意思の有無を確認しなければならない」。二重の規制だと解釈しているが。訪問販売でも新たに「勧誘を受ける意思を確認」するよう規制されている。

D 委員：訪問販売業者も氏名や目的を明確にして、営業活動を行っている。電話やチラシで勧誘を受ける意思の有無を確認ができるのであれば、業者としては営業活動ができるだろう。原案のままでも問題ないのでは。

議 長：現在争点となっている部分の原案は特商法の条文と比べて、拡大したり、縮小したりしていないように思えるが。このままでいいように思う。

B 委員：法令と条例と言い回しが違うが、意味はかわらないと思う。

E 委員：消費者庁が作った消費者向けのチラシがわかりやすい。飛び込み勧誘は禁止といったほうがわかりやすい。条文にみだしはつくのか。

議 長：条例も告示も本体には見出しはつかない。センターが市民向け、事業者向けの解説の文書をつくる時につくだろう。

B 委員：「不招請勧誘」の言葉そのものが一般消費者にはわかりにくいと思う。住居への飛び込み勧誘というとわかりやすいが、法律の趣旨を正しく表現する必要がある。

議 長：「要請がないにもかかわらず」と「要請しない消費者に対して」については、事実上違いがないと思われるので、ここでは、このままでよいとさせていただきたい。

B 委員：条例第21条第1項に新たに加えられた第3号について、「消費者が使用していた商品」の「使用していた」をはずしたほうがよい。改正された特商法では、特に「使用していた」とは規定されていない。「消費者から商品を買取る」の方が、「消費者が使用していなかったからいいじゃないか。」のように、業者が言い逃れに利用できなくていいのではないか。

A 委員：消費者が「所有していた商品」では？

C 委員：「所有」もややこしい概念である。条例第2条で「商品」が既に定義されているので、「使用していた」をカットして、シンプルに「商品」にしてしまってもいいと思う。「消費者から商品を」買うということの規定さえしていれば足りるのではないか。

F 委員：私も簡略化したほうがいいと思う。

E 委員：リサイクルショップは逆に使い古したものは買い取らないなど、取り決めをしているようなので、やはり「使用していた」はないほうがいいと思う。

議 長：私も「商品」について限定する言葉を入れることについて、気にはなっていた。「使用」については、法律的には「今使っている」「過去使っていた」は関係ない。消費者が使用目的で買ったものということになる。入れなかった場合、消費者が購入して即転売する場合も含まれるが。

C 委員：事業者の立証責任だから、この場合考慮しなくていいのでは。

B 委員：「使用していた」を外しても、ほぼ法律のままになるので、いいのではないか。

議 長：言葉を入れることによってあとで適用の範囲が限定されることがないように、幅広くしておいた方がいい。そういう意味で、無くて困らなければ、無い方がすっきりしていいだろう。事務局はいかがか。

事務局：この部分については、ご意見のとおり整理したいと思う。

議 長：では答申についても、「使用していた」は、はずすということにさせていいたいただきたい。

A 委員：告示の条例第21条第1項第2号該当の10「合理的判断の阻害」について、「商品又はサービスの契約」に改正するとのことだったが、これでは何の契約かわかりにくいのではないか。その前に「その取引が」とあるので、「商品又はサービスの取引契約」とされてはどうか。

議 長：たしかに「商品又はサービスの契約」は日本語としてわかりにくい表現である。

B 委員：A委員の意見に賛成だ。「商品又はサービスの取引にかかる契約」としてはどうか。

事務局：その表現については、条例第21条第1項第1号で「商品又はサービスの契約」という表現が使われているので、そちらに併せた次第である。

議 長：これは内容的に不都合というわけではなく、おそらく表現の好みの問題だろう。最終的に福岡市の法制課の判断に任せてよい内容だと思う。この指摘については今回の諮問の内容とは違うため、答申とはしないということによろしいか。

A 委員：それで結構である。

B 委員：告示の条例第21条第1項第3号該当の1「不招請勧誘の禁止」の中で、「勧誘意思」とあるが、「勧誘意思」の定義がないため、急に「勧誘意思」という言葉を使うべきではないのではないか。「勧誘を受ける意思の有無の確認」のような平たい言葉にしたほうがよい。

議 長：それは、表現の問題ということか。

B 委員：そうだ。条例の表現のあわせ、わかりやすくしたほうがよい。

議 長：確かに「勧誘意思」はここだけで出でくる表現である。私も「勧誘を受ける意思の有無の確認」としたほうがわかりやすいと思う。

B 委員：その前の「査定を超えた」も「査定を超えて」にしたほうがいい。しかし、突然「査定」が出てくるのが不自然だ。

議 長：査定を依頼されて訪問した場合、ついでに勧誘をしてはいけない、という趣旨だと思うが。

C 委員：今ネットなどで見ると、業者は即日買い取りでないと査定はしないと書いている。業者は査定後に勧誘をする前提でないと査定は受けないようだ。

B 委員：告示案は「査定を超えて」「勧誘すること」とはなっていない。「勧誘意思の確認」をしてはいけないとなっている。おかしくないか。「また、」より前では「勧誘すること」を禁止し、後では突然「査定」が出てきて、「勧誘を受ける意思の有無の確認をすること」を禁止している。両方で「勧誘すること」「勧誘を受ける意思の有無の確認をすること」を禁止するべきで、バランスが悪い。

C 委員：「買い取ってくれ」と「査定をしてくれ」を明確に分ける趣旨だろう。

B 委員：そうであれば、なおさら、両方で「勧誘すること」「勧誘を受ける意思の有無の確認をすること」を禁止するべきだ。

議 長：おそらくこれは、条例本体ではここまで書いていないが、解釈の一つとして、告示で示していると思われる。法律論としては、条例で規制していないものを告示で拡げて規制してはいけない。現実的に、消費者は査定だけのつもりでも、事業者に一度査定をし

てもらったら、(交渉力の差から) 買い取られてしまうことがほとんどだろう。

E 委員：訪問購入の相手となる消費者は高齢者が多いので、査定で終わらせて、検討する期間を与えるために、あえてこの項目がいられているのではないか。

議長：「査定の依頼」は「勧誘の要請」ではないことを市民向けにわかりやすく示すためにこの項目を入れたというのが市の趣旨だと思うがいかがか。

事務局：そのとおりである。

議長：そうであれば、条例第21条第1項第3号の趣旨に沿っているので、第3号に該当する行為として、「査定を超えて」は「勧誘の要請なし」に含まれるということによいと思われる。

A 委員：衣類について査定してもらいたい、と依頼を受けて、訪問時に貴金属について買い取りを勧誘するような場合は、この告示で規制できるか。

議長：それは、前段の「営業所以外の場所で勧誘すること」で規制されると判断する。これは例示の追加ということになり、福岡市独自の項目があった方が、市民向けにわかりやすくよい。

事務局：福岡市の条例等は、他都市のものより具体的であることが特徴である。「査定」について告示にいられたのも、より市民にわかりやすく表したかった。今意見をいただいたとおり、言葉の使い方が突然だったり、表現の工夫が必要と思われるものがあったりするので、後は市の法制課に消費生活センターの趣旨を伝えた上で相談し、法律上適切な表現になるよう修正したい。

B 委員：それで結構だ。

事務局：この部分については、市民にわかりやすい表現にするように、という意見でよろしいか。

議長：それで結構だ。

議長：最後の2つの指摘のような、法技術的な問題は、単なるミスであり、法律でもよくあることである。条例・告示について、法技術的なことで他に気づいた点があったら、審議会に諮る必要がないと思われるので、今後も個別に申し出ていただきたい。

今回の市長からの諮問に対する審議は以上としたい。かなり活発な議論ができた。答申や意見を活かしていただき、よりよい条例・告示を施行していただきたい。

以上